

1868 年堺事件における切腹言い渡しの 決定過程について

The Decision-Making Process of Seppuku Sentence in the Sakai Incident of 1868

Svetlana KORNEEVA

Abstract

This paper focuses on the process of deciding the punishment of the Tosa Domain soldiers who were guarding Sakai Port and examines related records to clarify the process of deciding the death sentence. In response to the French government's demand to execute in public all those who took part in the shooting, the Japanese side tried to reduce the number of people to be executed, but their attempts were not successful. Although it appears in Tatsugoro Yokota diary that just after the seppuku sentence was announced, soldiers appealed to domain officials for the right to bear a surname (苗字御免), further verification is needed concerning soldiers' request to be permitted to commit seppuku before the seppuku sentence was officially announced.

要旨

本稿は、堺港の警備に当たっていた土佐藩兵に対する処罰の決定過程とその受け止めに注目し、関連記録を調査して、死刑判決の決定過程を考察した。銃撃に加担した全員を公開処刑することを要求したフランス政府に対し、日本側は処刑対象の人数減少を談判したが叶わず、最終的に士卒にも切腹が言い渡された。切腹決定後に藩兵から苗字の公称を藩側に申し出ることは記録に見えるが、切腹決定前に切腹を申し出た事実についてさらなる検証が必要である。

Key words : Sakai Incident, murder of foreigners at the end of the Edo era, seppuku, decapitation, honor, judgment decision

キーワード：幕末外国人殺害 切腹 打ち首 名誉 判決決定

はじめに

明治元年の三大攘夷事件といえば、神戸事件、堺事件、京都で起きた英公使ハリー・パークス襲撃事件である。「堺事件」とは、慶応4（1868）年2月15日（西暦3月8日）、新政府の命令により堺の警備を担当していた土佐藩兵が、上陸してきたフランス海兵を銃撃したことによる一連の事件を指す。発砲を受けたフランス側に11人の死者が出たことから、事態は一気に国際問題化する。フランス側から賠償の要求を受けた新政府は土佐藩側に賠償金の支払いを命じ、発砲した藩士らを処分することで幕引きを図った。

市井では事件発生後、切腹や流罪処分となった土佐藩兵に対し早くから同情が集まり、後に藩士の顕彰運動などへと発展した。とりわけ処刑判決を受けた藩兵は司令官の発砲命令に従ったに過ぎないという点から、新政府（朝廷）の判決を潔く受けて国家のために命を捧げる「忠死」を遂げた者という評価は日本国内で定着した。森鷗外の『堺事件』⁽¹⁾という歴史小説はあまりにも有名だが、歴史の事実として事件の再構成を試みた大岡昇平の『堺港攘夷始末』など、歴史、文学、外交史など様々な分野から事件に関する研究は蓄積されてきた⁽²⁾。

明治150年に当たる平成30（2018）年に高知県立歴史民俗資料館で行われた『堺事件150年の時を経て』という展示会の図録によると、この事件は鳥羽・伏見の戦いと戊辰戦争の影に隠れた中で壮絶な切腹をした土佐藩士が注目される傾向にあったが、歴史的な検証が十分になされたとはいえない。この展示会を含め、近年は日本と諸国の時代状況や生き残った藩士とその周辺の人々にも目が向き、事件全体を多角的な視点で扱い検証する動きは顕著である。

本稿では、藩兵に対する処罰の決定過程と判決に影響した要因に注目する。作家の野火迅は、「首が落ちる」という用語を紹介する中で堺事件に次のように触れている。「明治元年二月、堺の港でフランスの水兵を撃ち殺したことによって朝廷から打ち首を申し渡された二十人の土佐藩士は、けんめいに切腹を願い出て許された。『切腹は誉れ、打ち首は恥』という武士の価値観が、そこにありありと物語られている」⁽³⁾。また、大岡昇平は『堺港攘夷始末』において、2月21日に大坂の土佐藩邸の目付より政府に対し、発砲したと答えた29名の届け出をした段階で、全員切腹を願い出ていると記し、藩兵は切腹を希望していたと述べている⁽⁴⁾。

筆者は野火の指摘にあるような、「切腹は名誉、打ち首は不名誉」という見解が成立した背景を探るべく、堺事件における判決の決定過程や受け止め方を検討したい。とりわけ死刑方法を定める過程の分析に当たって、処罰を受ける側、新政府側、土佐藩側、外国人側といういくつかのカウンターパートの言動を資料から抽出して、土佐藩士が行ったとされる切腹の懇願の可能性について検討する。というのも、死刑を言い渡された藩兵の中に、すでに死刑が決まった士格の士官が4名だけで、それ以外はいわゆる士卒、すなわち身分の軽い（低い）者だったことを前提に考えると、懇願すら容易ではないはずである。士卒が藩側に対して切腹を願い出たとすれば、それはどのような形で行われたのかを本稿で明らかにしようとする。

以上の問題意識を持って、本稿では事件に関する諸記録を精査しながら、刑罰が決まる流れをめぐる用語選択に注目し、処刑方法をめぐる恥と誉れは価値観として意識の上でどれだけ優先さ

れたかについて留意したい。検討材料として、主に土佐藩側及び政府の諸記録を基に、切腹の言い渡しに関係する数日間の動向に限定して、判決が導き出された過程を追って、切腹となった経緯を整理する。政府側に残っている記録として、『大日本外交文書』所収の「泉州堺ニ於テ仏国人ニ負傷セシメタル土佐藩士及土佐小將ヲ処罰ス」及び『太政類典』⁽⁵⁾ 第1編第200巻所収の公式文書を参照する。土佐藩側資料として、森鷗外が依拠したとされる『泉州堺列挙始末』⁽⁶⁾ や、谷干城⁽⁷⁾ の『谷干城遺稿(上)』に所収されている「泉州堺事件」(明治25年9月付)などがあり、本稿では後者を参照する。加えて、事件当事者が残した記録の内、死刑が中止された9名の藩兵の内の一で、八番隊の横田辰五郎の「横田辰五郎手記」があり、死刑判決言い渡しの前後に言及しているので、本稿で取り上げる。外国人関係者の視点で、この事件に関わったフランス及びイギリスの外交官などが残した記録を適宜参照する。なお資料の翻刻に当たって、新字体を用い、常用漢字を使い、闕字や平出は省略する。

1. 2月15日事件発生当初～2月19日の出来事

1-1. 発砲に関する土佐藩及びフランス関係者の証言

平尾道雄によれば、伏見・鳥羽戦争後、大阪に進駐した征討総督府は諸藩兵に命じて各地の徳川氏領地の管理警衛を分担させ、土佐藩は堺地区の警備を担当していたのである。たまたま2月15日の夕刻、近海の測量に従事していたフランス船デュプレクス号の水兵が無通告で上陸したので、驚動した市民の通報によって六番隊長箕浦猪之吉と八番隊長西村左平次は手兵をつれて現場に出張し、上陸の違法を告げて退去を要求した。けれども言語不通のために要領を得ず、フランス兵の一人が隊旗を奪って逃走したので、隊兵はこれを海岸まで追跡し銃撃して10余人を殺傷した。

この事件は重大な外交問題に発展し、フランス公使レオン＝ロッシュは明治政府に陳謝と賠償および下手人の厳罰を要求した。この結果、土佐藩主山内豊範の謝罪、賠償金15万ドルの支払い、藩兵20人の死罪が決定して、2月23日堺の妙国寺で箕浦・西村両隊長以下が切腹した。ただし切腹したのは11名で、残り9名についてはフランス公使の助命要請によって切腹は中止となったのである。この事件は土佐藩兵の暴挙と一方的に判断されて、守備隊の責任と名誉はすべて無視されねばならなかった。勝敗を賭けた内戦の前途に外国の介入することを憂慮した政府当局はこれを刺激することを避けようとした。当時日本の内戦に対して諸外国は局外中立を宣言したけれども、イギリスは新政府を支持しフランスは旧幕府に好意を寄せる傾向があった。政府がフランス公使の要求をほぼ無条件に承認したこともこのような国際情勢を考慮したものと観察される⁽⁸⁾。

「元年二月二十二日 泉州堺ニ於テ仏国人ニ負傷セシメタル土佐藩士及土佐小將ヲ処罰ス」⁽⁹⁾の2月15日付の土佐藩届は次の通りである(下線筆者、以下同様)。

今日七ツ時頃堺新地ト申所へ外国人二十人計至上陸及乱妨候趣町人共ヨリ堺出張向へ申出候ニ付人数ノ者差出取締為致候由ノ所外国人二人計応接中一人逃去如何応答仕候哉兵隊ノ内

ヨリ及砲撃後手ノ者ヨリ差止相残二人乗船為致差返置（後略）

土佐藩の報告から、警備に当たった部隊の認識としては、フランス人の上陸に関する町人からの申出を受け、フランス人が乱暴を働くのではないかという可能性を過剰評価したことから、武力での対応に臨んだことが窺える。

堺事件をめぐる外国との交渉にあたった外国事務総監の伊達宗城⁽¹⁰⁾の日記に発生状況とその後の処理がどのように伝えられているかを確認すると、伊達は衝突について知らせを受けたのは、事件発生当日の2月15日だった。翌16日にロッシュから書簡を受け取っている。そこに「堺港の水深を測量中に土佐藩士が理由もなく迫って、突然小銃を撃ちかけたはなはだしい蛮行」だとロッシュは憤って、行方不明の水兵を帰すよう、政府へ通告した。伊達は土佐藩重役に事件発生当初の状況を確認したところ、重役は発砲の命令を出さなかった、つまり砲撃は現場の司令官の独断だったと弁解していた。堺は外国人通行が自由で、役所からの付添人までであったのに、なぜ通行させなかったかについて伊達が問い詰めたところ、何とも不注意で恐縮しているという回答だった。同2月16日に東久世通禧⁽¹¹⁾が堺に入り込んで探索したところ、土佐藩の申し出とまったく相違して、フランス人は一切乱暴などはしていないのに、無法に土佐藩士から発砲殺害したことが判明した⁽¹²⁾。

2月17日午前、伊達などが仏船へ行って、東久世と2人で丁寧に15日の暴挙を詫びた。ヴェニユス号ロア艦長とプティ・トゥアール⁽¹³⁾に会い陳謝し、プティ・トゥアールから「乗組員一同堺へ押しよせ土佐人を攻撃し、町屋を焼こうと行っていたが、私が制止」した旨を伝えられた⁽¹⁴⁾。トゥアールは、応戦がさらなる復讐を生む恐れがあることから、冷静になって武力行使に訴えないよう乗組員を諭したと日本側に伝えている。

1-2. フランス側の補償要求

『太政類典』第1編第200巻所収の2月19日（3月12日）付けの「外国事務掛 伊達伊予守閣下ニ呈ス 仏国帝マヤユテ全権ミニストルヨリ 御門政府へ充テ指出セル書面」という文書に、フランス側から新政府への要求が記されている。その第一箇条は次の通りである。

堺ニ於テ土佐ノ人兵隊ヲ指揮セシ士官兩人並仏人ヲ殺害セシ者残ラス此書面京師へ届キシ後三日ノ内右暴行ニ及ヒシ場所ニ於テ日本ノ官員並仏国海軍兵隊ノ眼前ニ於テ首ヲ打斬候事

フランス側の要求として、発砲が行われた堺の港において、殺害に関わった士官を含むすべての藩士を3日の内に日本の高官とフランス側の関係者の前で公開処刑（「首を打ち斬る」、すなわち斬首）することが要求の1つとして新政府へ伝えられた。

2月19日に仏蘭西公使から伊達宗城宛の「堺事件ニ関スル処置申入ノ件」（『大日本外交文書』所収、資料番号167）の記述も同上の第一箇条と重複している。すなわち、「堺ニ於テ土佐ノ人兵隊指揮セシ士官兩人並仏人ヲ殺害セシ者残ラス此書面京師へ届キシ後三日ノ内右暴行ニ及ヒシ

場所ニ於テ日本ノ官員並仏国海軍兵隊ノ眼前ニ於テ首ヲ打斬候事（後略）」で、表記の僅かな違いがあるぐらいで、表現は同じである⁽¹⁵⁾。

プティ・トゥアールは、『フランス艦長の見た堺事件』の「堺での殺戮事件 (Massacre de Sakai)」という章において、2月19日(3月12日)の日付でロッシュの補償要求案について次のように書いている。「八日に堺で起こった虐殺事件に加担したすべての人間が、土佐藩の使節、日本政府から派遣された代表、およびフランス海軍の分遣隊の前で処刑 (l'exécution) されること」が要求された。

さらにプティ・トゥアールは、「ロッシュ氏は処刑が犯行現場で、かつ公開で行われることになると思っていた。日本側は、それが堺の町で行われることになるを理解していた。しかし日本で通常事がなされるように、堺に囲まれた寺院の中で、人々の見物も許されなかったのである」と述べている⁽¹⁶⁾。

プティ・トゥアールは l'exécution という用語を使用していることに注目したい。これは「処刑」という意味であって、当時のフランスではギロチンによる斬首が一般的であったという文化社会的な背景があった。処刑を行う場所について、フランス側と日本側とで認識のずれが見られ、最終的に日本側の方式、すなわち寺院での切腹となった。

アーネスト・サトウが回想録において、フランス側の1つ目の要求を the execution of all the men concerned in the massacre (about twenty Tosa men and twenty townspeople armed with fire-hooks, they told us) と、具体的な人数まで挙げている。execution の和訳は「死刑を執行」とあり、具体的な執行方法について言及されていない⁽¹⁷⁾。

2. 処刑の対象者の確定と処刑方法をめぐって

フランス海兵の上陸の一報を受けて、六番と八番という2つの部隊、計60数人が出動した。「明治元年堺に於ける佛國水兵殺害事件」という論考において、『堺市史』と『大日本外交文書』に主に依拠している赤尾藤市によると、フランス政府から五ヶ条の要求を突きつけられた新政府は、その条件のあまりにも苛酷なのに困り果てた。副総裁三条実美・同岩倉具視などが伊達宗城・東久世通禧に送った密啓中に、我が方に暴発の非ありとは言いながらも、一隊60余人の人命をことごとく斬戮すれば、国内の人心の動揺からいかなる攘夷党が出てもおかしくないから、イギリス公使館のサトウに調停を依頼して、隊長兩名か、もしそれも叶いがたければ10人以内ぐらいの犠牲者で済むよう、周旋尽力を命じている。この政府の命によってすでに下阪していた大久保利通は、小松帯刀⁽¹⁸⁾・五代才助⁽¹⁹⁾などと熟議を重ね、東久世通禧とも種々要求緩和に努めたが、フランス側の態度は未だに強硬で、イギリス公使パークスもこれを支持していたので、結局その要求を全部承諾する外なかったのである。

さらに東久世通禧とフランス公使との談判交渉の結果、フランス側は隊員全員の処刑を求めるものではなく、直接発砲した隊員の処刑を求めてきた。これを受けて、日本側で発砲の実否を確かめた結果、両隊長を加えて29人が処罰されることとなり、発砲しなかった者は土佐への帰国を命じられた。しかし、あまりにも人数が多いので、再度発砲の実否を大阪裁判所から調査させ

られたので、神前において抽籤の上、20名を決定した⁽²⁰⁾。しかも当籤者は身分の軽い士卒でありながら、「士分の札を以て割腹を申し付けられたので喜んで難に殉せんとした点、流石に土佐武士の気魄を示したものであった」と赤尾は述べている⁽²¹⁾。人数決定に関するプロセスを以下の諸記録の記述から確認する。

伊達宗城の2月21日付けの日記に、2人の司令官と発砲した27人、合わせて29人について「右ノ者武士道ヲ以割腹ニ相成度及懇願候事。介錯モ同国人へ申付度由。右ハ明日仏公使へ可談事」とあり、土佐の者たちは武士道をもって切腹になりたいと懇願して、介錯も土佐人に申し付けたい由について、明日仏公使へ話すと言われている⁽²²⁾。興味深いことに、2月21日の時点で土佐藩士から斬首ではなく切腹にしてほしい旨が伊達に届いていたことが確認できる。2月19日のフランス側からの要求通知を受けて、処刑の噂が広まったためだと思われる。

2月21日戌半刻（21時頃）付けの、副総裁三条実美、同岩倉具視より外国事務局輔伊達宗城、同東久世通禧宛の「堺事件ニ関スル仏蘭西公使ノ要求緩和方ノ件」（『大日本外交文書』所収、資料番号177）に次のように記されている⁽²³⁾。

（前略）仏人よりの差出候書面之義已ニ昨日被仰出候通土藩ニ於ても御請ニ相成候然ニ仏人差出候書面之中第一ヶ條士官并仏人ヲ殺害さし云々右殺害せし者一隊砲発ニ及候上ハ某と相定候事も分明ニ難弁左候得は一隊之兵卒尽処置不致候てハ不相濟次第ニも可至候歟実ニ方今之内地之形勢といひ人心之所向只管外国人を悪候事一般之習氣ニて甚不居合ニ有之候得は事情不得止とハ申ながら数多之兵士を斬戮致候事頗天下之人心ニ關係実以難洪之義無此上候（中略）英サトウ杯へ内談ニて実ニ内地之人心不居合之情実懇々示談致周旋を以士官兩人計ニて相濟候様ニハ相成かたく候哉若夫も難叶ハ責て隊長之内五六人位惣て十人ヲ不出候て相濟候様ニハ難成哉（後略）

21日付の伊達と東久世の記述は一致していない点として、伊達の日記に29人の切腹に触れているのに対し、東久世の日記は処刑方法に触れていないことが挙げられる。その理由として考えられるのは、東久世にとって処刑対象者の人数減少交渉がより優先していたことである。

翌2月22日の伊達の日記に簡条書きで「明日処置第二時頃ヨリ」、明日の処刑は午後二時頃からと書いてある。同日の日記に「割腹之事右談判の事」とあり、翻刻の現代語訳には「犯人を切腹にして、斬罪にはしないことを仏と談判すること」とあるが、他の資料から判断する限り、伊達自身は「割腹」を自明の事実として念頭に置きながら、それ自体をロッシュに告げるというよりも、処刑される人数軽減が焦点だったと解釈できる⁽²⁴⁾。

伊達と一緒に交渉に当たった東久世通禧の22日付けの日記には「（前略）土州刑人減少之事被示合廿人ニ決定、十二字（時）伊与守神戸仏軍艦行、山階宮御下坂」とある⁽²⁵⁾。処刑される人数の減少をフランス側に談判した結果、29人から20人となったと記されている。

『太政類典』所収の2月22日付で伊達伊予守と東久世前少将から伊英仏蘭米の公使へ出された書翰は、日本の刑法に基づいて2月23日に20人を処刑することを伝えている。なお、文中に

「西暦三年八月」とあるが、西暦3月8日の誤りと思われる。

西暦三年八月於堺表仏国人ニ対シ土佐兵隊之者暴発ニ及候儀ニ付過日貴翰ヲ以被御聞候趣委細致承知右事件早速衆議ヲ尽シ万国ノ公法ニ依リ皇帝政府へ言上之則明廿三日右暴行ニ及ヒタル士官二人兵隊十八人都合二十人我日本ノ刑法ニ基キ刑罰可処候委細之義ハ仏国公使へ申遣置候ニ付尚同人ヨリ御聞取可被下候此旨如此御座候以上

公使に対し、処刑は日本の刑法に基づいて行われることが強調されている。日本側は処刑者人数のさらなる減少をフランス側に談判したが、以下の『太政類典』所収の2月22日12時付の副総裁宛の東久世通禧書翰にあるように、交渉は失敗したのである⁽²⁶⁾。

芳札謹誦候御抔悦存然ハ仏土之一件項（顛カ）末御焦念之程奉察候先便ヨリ申上候通誠以程克談判ニ相為為皇国大幸御全慶之儀ニ候付テハ土州人刑罰之儀ニ付御懸念被成候儀万機敬承候尤発砲之人ト申テ二中隊ヲ極刑之目的ニハ無之乍去十六日之仏人之勢ニテハ皇国百万之生靈之塗炭ニ関係シ王政復古之盛典モ既ニ地ニ墮可申ト実以失生色次第幸哉今日之勢ニ立到リ誠以皇運之盛ナルヲ感佩スルノ期ニ御坐候鬲後之憂戚モ御尤ニ存候得共目前之困難ニ比スレハ如何様ニモ処置可付存候尤外国局ニオイテ土州へ発砲人数相調可申出一昨日申付候処昨日二十七人号令官二人合二十九人申出候得共多人数ニ付猶亦発砲ニ及候者篤ト取調候様申付候処号令官共ニ合二十人ニ取調申候右人体簿書ヲ以今日十二時ヨリ発船伊達守兵庫表ニテ談判致候心得ニ御坐候今度之処先日之備前之儀ト相違ニテ甚タ暴戾ヲ極メ且佛之死人合十六人（原注省略）ニ付士官兩人位ニテハトテモ不相濟重テ談判ニ立到リ候テハ前日ヨリノ手ツ、キモ水泡ト可相成重テ夫ヨリ減少之談判之儀ハ難相成候

一、土州人土法ヲ以テ割腹ニ治定明二十三日堺妙国寺ニオイテ刑之（後略）

文中に、フランス側から16人もの死者（実際は負傷者を含む）が出たので、日本側の加害者を一桁に留める要望が通らなかった、そして士官を含む20人の藩兵は「土法」すなわち武士の礼をもって切腹することになると記されている。

切腹の前日までの兵士の様子について、大岡昇平は『泉州堺列挙始末』を参考に、兵士たちは重役たちに対し、自分たちの「罪状」について伺いを立て、その上で「土格取扱い」を願い出たと述べている。新政府の関係者の記録、とりわけ伊達の日記を見る限り、22日の時点ですでに切腹が決まっていたのである。ただし、対外的には、伊達伊予守と東久世前少将から伊英仏蘭米の公使へ出された書翰にあるように、言葉の上では「切腹」を使わず刑法に基づいた刑罰だとし、処刑方法にはあえて触れていないのである。

3. 判決の言い渡し

2月22日に外国事務局輔伊達宗城、同東久世通禧より仏蘭西公使宛に発給された「堺事件関

係高知藩士処刑其ノ他ノ要求ニ関シ回答ノ件」⁽²⁷⁾において、以下のようにある。

(前略) 交際之主意にも相背き別て懺悔ニ至り候依之一同会議之上万国の公法に依り今後遺念無之様篤と衆議を尽し(中略)別紙土佐兵隊暴行ニ及候人数指揮官二人兵隊十八人都合二十人不残明廿三日我日本之刑法ニ基き堺表ニおいて刑罰ニ可処候就ては貴国は勿論各国之檢使立会之上処置可致候(後略)

20人を「残らず」処刑されるという表現は、ロッシュが提示した要求文の和訳の文言と重なっている。内部で人数調整が行われたものの、公使たちの要求を表向き受け入れている姿勢の表れであろう。

2月22日に大阪裁判所より山内豊範(高知藩主)家臣への達書「堺事件関係高知藩士刑罰言渡ノ件」は藩兵への判決を伝えている⁽²⁸⁾。

別紙之通從朝廷被仰出候間各国公使申立之通御採用相成明廿三日於堺妙国寺指令官式人兵隊之者拾八人士分之礼を以割腹被仰付候條其方より申渡候上警衛被仰付候細川越中守家来浅野安芸守家来へ為引渡旨被仰出候事

2月23日付けで宛先なしの「堺事件受刑者名簿及処刑ノ模様」も藩兵への沙汰を伝えている⁽²⁹⁾。

(前略) 御沙汰ノ趣一同承レ

此度堺表ノ事件ハ即今各国交際御一新被為在候折柄ニ付公法ヲ以御処置仰付今日於堺表割腹仰付候御沙汰有之候孰モ皇国ノ御為ト存込難有御請可仕候

但歴々御役人且各国檢使モ罷越候上ハ皇国ノ士氣各国エ相顯レ候様覚悟可有候
右一同御受潔キヨク死ニ就ク(後略)

この文中からは、公法をもって割腹という形で処刑されること、判決を潔く受け入れて皇国の士気を国内外に示すことを藩兵に求めていることがわかる。

4. 処刑執行

以上のように、判決は勅命として出され、処刑は土佐藩によって2月23日(3月16日)に行われた。

処刑の様子はいくつもの記録に残っているが、ここでは、関係する用語を括弧で示す形で原著に照らし合わせて、プティ・トゥアールの記録から引用する。トゥアールは当時のフランス側関係者の状況を見て、処刑の総指揮を名乗り出て、一人で処刑に立合に行くために大型ボートに乗り込んだ。この提案は公使と艦長によって受け入れられ、トゥアールは全権委任状を手にして出

発し、三時半に上陸した。

償い (la réparation) の時を告げる鐘がなった。

塀に囲まれた広い中庭は、家来たちが護衛をしている藩主の家紋のついた（喪の色である）白い大きな幕で覆われた段によって、小部屋に分けられていた。片側には広々とした二つの演壇が設けられ、その一つは処刑 (l'exécution) を司る任務を帯びた日本の役人のためのものであった。正面には畳の敷かれた四角い空間があり、その畳の上には白い大きな経帷子 (un grand linceul blanc) が、そしてその上には赤い布の切れ端が置かれてあった。この空間は太陽や雨から守られていた。右手には軍の分遣隊が控え、左手には受刑者たちが入れられている塔があった。

処刑が行われる直前にいつも、一人の役人が来る。割腹するため (pour s'ouvrir le ventre) に受刑者 (condamné) に使用させることになっている短刀の載っている木製の小さな台をゆっくりと運んでくる。経帷子の上にそれを置くと退きさがる。すると受刑者が姿を見せる。役人はこの男の身元を確認し、彼に向かって判決文を読んでいるようである。役人は男の前で深々と頭を下げる。その時、台を運んできた役人が来て、男に挨拶をし、彼に処刑場への道を教える。二人揃ってゆっくりと歩み、介錯人が背後から二人の後に続く。畳の端に着くと役人は再び受刑者に向かって頭を下げ、彼に短刀を見せ、ひざまずくべき場所を教える。男は同意の合図をすると、再び真っ直ぐに背筋をのばすと、ゆっくりと前に進む。中程に着くとひざまずく。この当事者が役人である場合は、手に持っている自分の主君の旗を前にさし、台を手の届くところに置き、それからゆっくりと、静かに、着ている物をすべて上から順に剥し、短刀を手にする、水平方向に割腹する (prend le poignard et s'ouvre le ventre horizontalement)。

最初の切腹者 (le premier) は、腸 (entrailles) が飛び出してからやっと、崩れ倒れた。

受刑者が短刀を手にする、とすぐに背後に立つ介錯人 (bourreau) は、両手で刀を握って、その時彼の項に一撃を振り降ろす。これで大概は胴と首が切り離される。それから受刑者に目をやり、傍らにうずくまる。もし首が切り離されておらず、まだ体が動いているような時には、再度立ち上がってもう一振り与えるのである。最後にすべてが動かなくなったら、介錯人はゆっくりと立ち上がり、刀を拭い、それを鞘に納め、深々と遺体に頭を下げ (salue profondément le corps)、退去して立合人の中に加わる。すると八人の男たちが遣ってきて、遺体と、処刑に使用したものを退き下げ、畳表と大きな経帷子の中にすべてを包み込む。そして再び次の処刑之場所が準備されるのである。……⁽³⁰⁾

トゥールは処刑を「悲痛な儀式」(lugubre cérémonie) と描写している⁽³¹⁾。刑は、腹を短刀で十分に切ってから介錯が首を斬って止めを刺した形で執行されたことがわかる。

5. 切腹の中止と処刑方法をめぐる言説

5-1. 切腹の中止

2月23日の伊達宗城日記に「暁八半頃仏公使より書簡到来スル。土州士刑罰十一人迄処刑之処残九人ハ今日之所のはし度由」とあり、「早朝三時に仏公使から書簡が到来する。土佐藩士の刑罰は十一人まで切腹させ、残り九人は今日のところ延期したいそうだ」⁽³²⁾。

23日付けの東久世通禧日記には、「堺於妙国寺土州暴動人廿人割腹、第二字より遂行、到十一人仏人より申立助命迄之、六字過伊与守着坂、山階宮ニおゐて面会」とある⁽³³⁾。

2月24日付けの伊達の日記には、残りの9人を助命にさせたいという仏側から申し出があり、「昨日ハ早速土佐之士刑罰モ相済（中略）其内十一人丈ハ割腹イタシ当方死亡之数ニもタリ候ニ付残り九人ハ助命為至度左候得者仏国寛大之主意モ相立候故（後略）」⁽³⁴⁾とあり、昨日は早速土佐藩士の刑罰も済んで、その内11人だけは切腹して、当仏側の死亡数に達しましたので、残りの九人は助命にさせたい。そうなればフランスの寛大の主意も立つので、そのようにお願いしたいというフランス側の申出とその背景にある考えが載っている。フランス側は助命だけ願い、それ以外の処置を日本側に任せる姿勢を示した。

プティ・トゥアールは処刑の中止を決断した当時を次のように振り返っている⁽³⁵⁾。

このような光景から受けた印象は強烈である。たとえわれわれの前に姿を見せる人間が、哀れな暗殺者であると分かっているにもかかわらず。まだ死にきれずにわれわれの目の前で再び起きあがろうとする。ところで、最期の瞬間まで不名誉でない受刑者は、死んだ後殉教者となるのである（Or, le condamné qui ne reste pas infâme jusqu'au dernier moment devant un martyr）。このような処刑を受け入れることでわれわれが考えている目標は、それ故に、達せられることのないものなのである（原注：今日では実際に、狂信的な殺人者たちの墓が日本国民の尊敬の対象となっているのである）。

間もなく、第十一番目の首（われわれの犠牲者 victime に対しそれぞれ一つに当たる）がはねられることになる。とすぐに、わたしはこの償いの裁きの流れを中止させる決心をした。先に述べたことの他に、私には、われわれが自分たちの力を十分示したのであるから、新しい節度（modération）の証を与えることが、よい効果を伴うように思われたからである。それに夜になり、風が吹き始めて幕を横から叩いていた。暗くなる前に船艇に戻ることは、慎重にも勝る事柄であった。

そんな次第で、第十一番目の受刑者の処刑が終わった時、わたしは五代を呼ばせて、彼にわたしの意図を伝えた。

フランス側が処刑執行から受けた印象について、伊達宗城の日記に次のように書かれている。「一体日本諸士の風名の為ニハ身ヲイトヒイ（ママ）不申又事之是非ヲ顧ミザル者モ有之、無故無罪外国人民ヲ致切害テモ攘夷之心得ニテ死刑ニ至テモ名ハ汚ヌ等ホコリ候者モ可有之就而ハル後無謂無罪外国人ヲ致切害候ハ、非人トカ□□トカ極タイヤシメ候御御取扱ニ相成候ハ、左候

ハ、名ヲコノム者モ追々ヤミ可申。昔ハ西洋ニ而も度々無法御坐候間追々教化にて今日ハ更々無御坐候」とある⁽³⁶⁾。

現代語訳を借りると、「一般に日本の武士は名誉のためには身命をいとわず、また物事の是非を顧みない者もあって、理由なく罪のない外国人に斬りかかり、攘夷の心根で死刑になっても、名は汚れないなどと、誇る者もあります。ついでには今後は理由なく無罪の外国人に切害を加える者は、非人とか□□とかごくごく卑しめるお取扱いになされば、そうなれば、名を尊ぶ者も次第に減るでしょう。昔は西洋でもたびたび無法な行為がありましたが、だんだん教化によって今日はまったくありません」と、フランスを代表するロッシュの考え方が見える⁽³⁷⁾。名誉を保たれた死刑方法は外国人への暴挙の予防に繋がらない懸念から、非人扱いの処刑を実施すべきというロッシュの見解である。

処刑をしばらく延期する要望が2月23日(3月16日)付のフランス公使ロッシュから伊達宗城宛の書翰に次のように綴られている(『太政類典』所収)。

此度堺表ニ於私人ヲ殺害セシニ付死刑ニ処セラルヘキ土佐二十人の内(中略) 十一人メニ至リ暫ク見合セラレシ事ヲ日本在住仏國全権ミニストルヨリ

宇和島少将閣下ニ願フ(後略)

9人の死刑を見合わせるようにというロッシュの願いに対し、2月24日に宇和島守伊達宗城は「朝廷へ言上致置候堺出張役人へモ右全様申渡候」と返事した。2月24日(3月17日)付のロッシュから新政府へ意見書に次のように記されている(『太政類典』第1編第200巻所収)。

御門陛下ニ呈ス

陛下並貴政府高位之諸有司等此程堺表ニ於テ土佐之人仏国海軍之者へ対シ極メテ凶暴之所業エ及ヒヒトノ報ヲ聞キ深く憂戚セラレシ趣ヲ以テ仏国帝ニ代リ余申置タル償之箇条ヲ急速其通り処置アリシハ偏ニ貴国政府外国人及ヒ国民ニ対セラレ公平友睦且果斷アルノ趣意ヲ示メサル、確証ナリ

右様々証ヲ示メサレシ上ハ余ニオイテモ余力淑徳ナル

皇帝之厚意ヲ表シ死刑ニ処セラル、モノ内十一人既ニ其刑ニ処セラレ其余九人ノモノハ今当港ニアル余カ国海軍之指揮官等之求請ニヨリテ差留メシ趣余モ不取敢是ヲ聞届ケタルハ右九人之者助命之義ヲ許容シ給ハランコトヲ爰ニ願ヒナリ

陛下ニハ愛民ノ心情深キヲ以テ必ス此事ヲ許容シ給ハランコト更ニ疑ヲ容レサル□ナリ左スルトキハ此事ヲシテ全日本国へ遍ク知ラシムルコトニ至ルヘキ哉是迄外国人ヲ以テ仇讐ノ如ク思ヒシ人々等モ向來右様之誤惑ナキ様尽ク心意ヲ氷解セシムルコト出来スヘキ哉外国人ニハ唯其兄弟タランヲ欲スルノミナリ謹言

日本在留

仏国全権ミニストル

復書

土佐少将家来二十人於堺表貴国之海軍へ対シ及暴行其罪ヲ正ス之期ニ至リ十一人ヲ切テ後跡九人助命致シ候様過日貴翰ヲ以申立之趣可致採用旨

朝命有之候ニ付拙者共ヨリ御報如此御坐候以上

二月廿九日

肥前侍従

宇和島少将

東久世少将

仏国公使

モンシユアレオンロッシュ

閣下

以上の資料から、フランス側から再度助命願いが出され、朝命によって受理されたことがわかる。『太政類典』所収の記録に、土佐藩主への次の通達が残されている。朝廷の格別な取り計らいによって死刑が免じられ、流刑が言い渡された。

土佐少将へ達

其藩士堺表ニ於テ外国人ニ対シ暴行シタル二拾人兼テ割腹被仰出候処其場ニ於テ仏人ヨリ歎願ニ寄り九人ノ者暫時見合朝廷ニ奏聞致候様申出其後別紙ノ通再度助命ノ様願出ルニ付テハ此節ノ処置専ラ外国へ関係致候儀ニ付出格ノ寛典ヲ以死一等ヲ免シ其藩へ被下置候條流罪可申付事

山内土佐守内山内右近上申

今般土佐守藩士於堺表外国人へ対シ暴行候事件ニ付仏人ヨリ依嘆願御寛典ノ御処置被仰出奉畏候早速大坂表土佐守へ申遣其上ニテ御請可申上候得共不取敢此段請申上候以上（中略）

但総人員二十名ノ内十一名自裁余九人熊本廣島両藩へ御預三月三日土佐守方ニ受取藩許ニ差下シ五月廿一日朝廷御沙汰ノ旨ニ従ヒ処分ス

フランス側が残り9名を助命したのを「応報主義」に基づくと大岡は述べている⁽³⁸⁾。

イギリス外交官のアーネスト・サトウは処刑中止を批判し、予定通り20人を死刑にすべきだった理由として、被害者と同じ人数を処刑するのは正義ではなく、復讐からきているためだと指摘した⁽³⁹⁾。

5-2. 当事者の記録にみる斬首と切腹の受け止め方

堺事件発生後、早い段階で刊行されたのは『谷干城遺稿』の上巻に所収されている「泉州堺事件」である。谷は自分で書いたか側近に作らせたかは不明だが、明治25（1892）年9月の日付を持ち、菊判16頁という長くない論考である。谷干城は打ち首か切腹かについて触れているので、国会図書館で公開されている明治45年の靖献社版から該当箇所当たってみる。

士官と小頭を含めて発砲した藩士が 29 名と確定して「(前略) その他は皆放免せらる而して風聞あり今般堺事件に関するもの皆死刑に処せらるべしと乃ち相語て曰く我等死は固より期する処なり然れども風説の死刑と云は斬首なり我れ我か職を尽す豈斬首の辱罪を受るの理あらんや寧ろ速に自殺するに不如と衆相共に準備を為す (後略)」「只朝命死刑なるか割腹なるかを待つのみ」で、2月22日に上意が伝えられた⁽⁴⁰⁾。「上裁」の中身は、フランス人から「朝廷御処置を以て下手人二十人差出候様被仰付」、20人を決定すべく籤を取って死生を決めることになり、すでに死刑が決まった隊長2名と小頭2名の計4人に加えて新たに16人が決まった⁽⁴¹⁾。

上裁の籤を引いた16人は決別の宴を開いて、その様子は次のように描写されている。

皆十分に快飲し已に熟議するもの多し然るに此時未だ決せざる疑問あり死は固より期する処なるも其の斬罪なるや將た割腹なるや分明ならず死刑の申渡を受くる者は必ず斬罪にして士格も其の格禄を失ふものにして尤可愧の刑なり之に反し割腹なる時は義に於て死せざるを得ざるものに施す処の法にして斬罪比すれば榮辱實に懸隔す或は衆に唱て曰く諸君死は一なりと雖も割腹なるや斬首なるや未だ決せず是れ我等一個の名誉に関するもの而已ならず實に祖先の名誉に関する且つ我等皆命を奉じて当地を守護し夷人国家の多事に乗り攢りに上陸乱暴し以て管内を騷擾す是隊長の砲撃を命ぜし所以なり而て我輩の令に導ひ直に事に従ひしも是皆国家に職分を尽すのみ豈斬首の刑を受け祖先を汚すの理あらんや衆皆曰く然りと遂に重役に面会を乞ひ其意を述ぶ言々皆理あり小南徐に十六名を慰諭し且つ曰く今般の事に付き両君公にも非常の御心配あり太守様には御不例にも不拘御登坂の上仏船に乗込にて御挨拶あり君辱しめらるれば臣死すとは臣下たるもの々義務なれば足下等此意を領し御墨付を拝聴せよと讀上たる文に曰く (後略)⁽⁴²⁾。

藩兵からすると、死刑が噂されはじめて斬首になるか切腹になるか不明な中、それぞれの特質について述べている。切腹は義において死を給うが、斬首は恥辱であり、自分たちだけではなく、先祖の名まで汚れるものだという。噂では斬首を言い渡されそうだが、自分たちは士官の発砲命令に従って職務を全うしただけなのに、もともとから死刑を覚悟しているとはいえ、どうして斬首なのか納得がいかず、重役に問うたところ、君主が辱められれば臣下が死ぬのは義務だと重役に言われ、合点したとある。ここでの君主とは土佐藩主のことで、藩主は病気にもかかわらず乗船してフランス側に発砲を陳謝したのが屈辱である。上に取り上げた正式な文書には国家のための犠牲が強調されるのに対し、藩内での議論のレベルにおいては主君への忠義が強調されている。

最後に、生存者の一人である横田辰五郎がその手記において、処刑方法についてどのように触れているかを取り上げる。2月19日の日記に、藩兵に対し、発砲したかしていないかの確認が済んで、一同で処置を待っている様子が描かれている。隊員によっては涙を流す者、顔と顔を見合わすことができず、司令官を恨む人もいた。発砲しなかったことを喜んで部屋の片隅に集まった者もいた。19日夕方に発砲しなかった41人の隊員が町屋へ移され、そこで割腹組26人(実際は29人)と涙の別れが行われた⁽⁴³⁾。処刑法の正式発表前にかかわらず「割腹」という語が使

われているのは、記述は回想の性質を有しているためと思われる。

2月20日、預け先の屋敷で帯剣を預け、その後の様子について横田は次のように述べている。「此度之御処置若万一打首等ニ相成候上兵庫又ハ天保山邊リヘゴクニ相カケラレ候てハ不安次第也左様相居り候時ハ異人ノ眼前ニハチヲサラス譯死シテ後ノイツ迄も家ノハヂニ候只今ノ申中腹ヲ切り可申候哉と申人モアリ然ニ我々迄ニテモナクシテ司令士兩人モ有之候然ル時ハイツ迄モ割腹ヲ願イ可申出候と相居リタイケンモ相渡申候事」で、万一打ち首になった場合は牢獄に入れられるという不安、外国人の目の前で恥を晒し、死後のいつまでも家が辱められるのであれば、この場で腹を切って自決したほうがいいのではないかという意見が仲間から出たのである⁽⁴⁴⁾。しかし短剣はすでに預けられたので、今は割腹を願うのみであると横田は振り返っている。

22日に座敷に呼び出され、家老深尾から沙汰を言い渡される。26人が籤引きを行って、「割腹相極マル者」として最終的に20人が決まった⁽⁴⁵⁾。同日夜、一同は藩側、土佐前少将宛に遺言願書一通（奉願口上覚）を渡し、詮議を願い出た。その中に「仲間共苗字御免は一ツ之遺言ニ候得者即命ヲ以御差明被仰付度乍恐奉願上候」と、苗字を名乗れることを許されたいという士格の待遇を藩側に願い出た⁽⁴⁶⁾。

2月23日に「公法ヲ以御処置被仰付今日堺表切腹被仰付候」、「皇国之御為」、「皇国之士気各国へ」などの文言を含んだ判決が朝廷から言い渡された。公法に基づいた処置や皇国のために命を捧げるといった言い回しは、上に見た政府の公式文書の文言と一致していることが興味深い。横田はさらに切腹の前夜を振り返る箇所に、「皇国之為忠死」、「武士ノ鏡手本ニナルベシ」という言葉を使い、当時もしくは執筆時の気持ちを回想している⁽⁴⁷⁾。

おわりに

1868年2月15日、堺港の警備に当たっていた土佐藩兵が、上陸したフランス海兵に発砲し10数人を死傷させた罪に問われ、切腹を言い渡されたという堺事件をめぐる、様々な記録と文芸作品が存在する中、藩兵が切腹を懇願して認められたとする作品は少なくない。多くは兵卒の低い身分だったことに鑑みれば、自ら切腹を願い出ることは考えにくいいため、切腹刑がどのように決定したかを明らかにするのは本稿の目的である。以下は、出来事を時系列で整理して、検討結果を記す。

銃撃を受け、19日にフランス政府から正式に出された要求の内、銃撃に加担したすべての人間を公開処刑することであった。交渉に当たった外国事務総監の伊達宗城の日記や『大日本外交文書』などに所収されている公式文書、事件当事者の横田辰五郎の記録などを総合すると、発砲の実否をもって29人という人数は2月19日に確定した。20日以降、国内への影響を恐れた新政府の重臣はフランス側に対し処刑対象の人数減少を談判したこと、そして交渉を試みたが叶わず、最終的に20名となったことを確認できた。横田の記述に、斬首の噂を聞いた藩兵は20日に一同で談義をし、預け先で自決をする案も出たが、離れて預けられている司令官のこともあるので、願わくは切腹を希望し判決を待つばかりだという当時の様子が伝えられている。待遇について横田たちが藩側に願い出た内容としては、横田の日記によれば、22日に藩側から切腹の沙汰

を受けて、籤引きで20人と決まってから、「苗字御免」すなわち苗字の公称を藩の上役に願い出たのは、切腹が決まってからである。外国事務総監の伊達宗城の21日付けの日記に、29人の者は武士道をもって切腹になりたいと懇願している旨と照らし合わせると、切腹が言い渡される前に藩兵たちの切腹希望が何らかの形で政府関係者に伝わった可能性はあり、具体的な経緯についてはさらなる検証が必要である。

切腹と斬首の意味合いについて、横田辰五郎の日記にあるように、斬首は牢屋に入れられるなどの恥辱を受けることで祖先の名まで汚れるものとして、今回は司令官の命令に従って職務を全うしただけなのに斬首は納得できないという考えが記されている。他方、被害者が出た外国側は、切腹の中止の妥当性については意見が一致しなかったが、銃撃による殺害という罪の償いとして、加担した人が切腹のような名誉を保持する処刑になって、後に殉職者として祀られるのでは、外国人への攻撃の抑制力にならないという受け止め方をした。

筆者は過去にも幕末の外国人殺害事件に取り掛かることはあったが、今回の死刑方法の確定過程に絞って、堺事件を皮切りに調べ始めてから、本稿では一部の資料しか取り上げられず、まだ十分な検証と分析に至っていない。明らかにできなかった部分について、土佐藩関連の資料精査を始め、神戸事件で切腹となった滝善三郎の死刑確定の経緯をも視野に入れ、さらなる検討を今後の課題とする。

[注]

- (1) 『堺事件』については、鷗外がその歴史事実の確認にあたって『泉州堺列挙始末』のみを使用し、他の資料と十分に比較検討などを行わなかったことが指摘されている。とくに、大岡昇平は、この作品を、歴史の「切盛と捏造」であると批判し、鷗外の「歴史其儘」の態度について再検討がなされるきっかけを作った。
- (2) 高知地域資料保存ネットワーク編の『堺事件・橋詰家文書資料集－土佐地域資料集成Ⅱ－』（2023年）において、生存した藩士・橋詰愛平関連文書の翻刻に加え、堺事件に関するこれまでの研究史と現存資料の紹介が丁寧になされているので、参照されたい。
- (3) 野火 迅、59頁。
- (4) 大岡昇平、260-262頁参照。
- (5) 太政類典は、慶応3（1867）年から明治14（1881）年までの太政官日記及び日誌、公文録などから典例条規（先例・法令等）を採録・浄書し、制度、官制、官規、儀制等19部門に分類し、年代順に編集したもの（国立公文書館「太政類典の構成」参照）。
- (6) 佐々木甲象著『泉州堺列挙始末』は明治26（1893）年、生き残りの回想に基づいて書かれている。すでに存在した横田辰五郎の「手記」と、土居八之助（盛義）の談話に依っていると序文にある。『泉州堺列挙始末』は森鷗外が『堺事件』の執筆に当たって参考にした資料とされている。東京大学総合図書館鷗外文庫に所蔵されている「堺列挙始末」と表題が書かれている刊本は、赤や青の鉛筆で多くの傍線が引かれメモ書きされていることから、鷗外は本資料を見ながら『堺事件』を執筆したことが推測される（東京大学総合図書館鷗外文庫「泉州堺列挙始末」参照）。
- (7) 谷干城（「たてき」または「かんじょう」）は1837年生まれで、父は高知藩士だった。谷干城は武市瑞山の影響のもと、尊王攘夷運動に加わり、薩土の連携に尽力した。大軍監として戊辰戦争に従軍し、明治9年に熊本鎮台司令長官に再任し、西南戦争で熊本城を死守した。陸軍士官学校長などを経て、17年に学習院長に就任した。第1次伊藤内閣農商務相として、欧州視察後、政府の欧化政策、条約改正に反対し、大臣を辞職した（国立国会図書館の「近代日本人の肖像」参照）。大岡昇平は、『泉州堺列挙始末』に先立って事件の概要をまとめようとした者がいたとして、谷干城の「泉州堺事件」に触れている（大岡264-265頁参照）。
- (8) 平尾道雄、195-196頁参照。
- (9) 国立公文書館所蔵『太政類典』第1編第200巻「治罪・審理十」所収、【請求番号】太00200100。
- (10) 伊達宗城は宇和島藩（愛媛県）藩主、政治家。明治維新後は議定に就任、外国事務総督、外国官知事として外交責任者を務めた。近藤俊文が「歴史史料としての『御日記』」という解説文において、宇和島8代藩主の伊達は王政復古の動乱のさなか、京都の朝廷では議定としての役目があり、平行して大坂の行政一般

- と外交事務を総覧するという激務をこなしていた。神戸事件の交渉にも当たり、円滑に進めたが、日本側関係者の奔走にもかかわらず、首謀者とされた瀧善三郎の助命だけは暗礁に乗り上げた（公使団の投票の結果で助命は否定されたといわれている）。当時、外国相手との交渉経験が全くなかった天皇政府にとって、瀧の一命を犠牲にして何とか事件は落着し、外国軍との戦争という最悪の事態は避けられた（宇和島伊達文化保存会監修『伊達宗城公御日記 慶應三四月より明治元二月初旬』、106-107頁参照）。
- (11) 東久世通禧は急進派の公卿。文久3（1863）年、8月18日の政変により京都を追われ、長州へ下った七卿の一人。のち大宰府へ移り、維新後、帰京し、外国事務総督、神奈川府知事、開拓長官、侍従長などを歴任した。明治4（1871）年の岩倉遣外使節団に随行した（国立国会図書館の「近代日本人の肖像」参照）。
 - (12) 『東久世通禧日記』、75-78頁参照。
 - (13) 銃撃を受けた水兵の多くが乗っていたデュプレクス号の艦長で、フランス側の代表として切腹の検使を務めた。
 - (14) 『伊達宗城公御日記』、81頁。
 - (15) 『大日本外交文書』、402頁。
 - (16) Le Vice-Amiral Bergasse Du Petit-Thouars D'après Ses Notes Et Sa Correspondance, 1832-1890, Paris: Perrin, 1906, p. 155 = 森本英夫訳、ブティ・トゥアール著『フランス艦長の見た堺事件』新人物往来社、1993年、28頁。
 - (17) Satow, p.353、和訳175頁。
 - (18) 小松帯刀は薩摩国出身で、小松清猷の養子となり、藩主島津斉彬の小姓となる。その後、藩政改革派として藩政に携わり、家老となる。慶応2（1866）年3月10日、將軍徳川慶喜に大政奉還を進言した。明治元（1868）年に総裁局顧問に就任するなど新政府で重きをなすが、2年5月、病気のため官を辞した。
 - (19) 五代友厚は鹿児島出身で、慶応元（1865）年鹿児島藩留學生を率いて欧州諸国を巡歴。維新後の新政府下では、参与・外国事務局判事、外国官権判事、大阪府県判事を歴任する。
 - (20) 赤尾藤市、175-176頁参照。
 - (21) 同上、176頁。
 - (22) 前掲『伊達宗城公御日記』、86-87頁。
 - (23) 『大日本外交文書』、422-423頁。
 - (24) 前掲『伊達宗城公御日記』、87-88頁。
 - (25) 前掲『東久世通禧日記』、524頁。
 - (26) 2月22日に外国事務局輔東久世通禧より総裁三条実美、同岩倉具視宛に出された「堺事件関係高知藩士ノ処刑談判状況報告ノ件」にも同様の内容が載っている（『大日本外交文書』所収、資料番号178、426-427頁）。
芳札謹誦候御多祥抔悦存然は仏土之一件頃來御焦念之程奉察候先便より申上候通誠以程克談判に相為皇国大幸御同慶之儀ニ候ては土州人刑罰之義ニ付御懸念被成候儀万機敬承候尤発砲之人ト申て忒中隊ヲ極刑之目的ニは無之乍去十六日之仏人之勢ニては皇国百万之生靈之塗炭ニ關係し王政復古之盛典も既ニ地ニ墮可申と実以失生色次第幸哉今日之勢ニ立到り誠以皇運之盛ナルヲ感佩スルノ期に御坐候弥後之憂戚モ御尤ニ存候得共目前之困難ニ比すれば如何様ニも処置可付存候尤外国局ニおいて土州江発砲人数相調可申出昨日申付候處昨日二十七日人号官式人合式拾九人申出候得共多人数ニ付猶亦発砲に及候者篤と取調候様申付候処号令官共ニ合式拾九人に取調申候右人体簿書を以て今日十二時より発船伊達守兵庫表ニて談判致候心得ニ御坐候今度之処先日之儀と相違ニて甚た暴戾ヲ極且仏之死人合十六人ニ付土官兩人位ニてハとても不相濟重て談判ニ立至り候ては前日より手つ、きも水泡と可相成重て夫より減少之談判之儀ハ難相成候一、土州人士法ヲ以テ割腹ニ治定明二十三日堺妙国寺において刑之（後略）
 - (27) 前掲『大日本外交文書』所収、資料番号185、434頁。
 - (28) 同上、資料番号181、430頁。
 - (29) 同上、資料番号187、440頁。
 - (30) 前掲『フランス艦長の見た堺事件』、原著 pp.157-158、和訳30-31頁。
 - (31) 同上、原著 p.159、和訳32頁。
 - (32) 前掲『伊達宗城公御日記』、92頁。
 - (33) 前掲『東久世通禧日記』、524頁。
 - (34) 同上、93頁。
 - (35) 前掲『フランス艦長の見た堺事件』、原著 pp.157-159、和訳30-31頁。
 - (36) 前掲『伊達宗城公御日記』、95頁。
 - (37) 同上。
 - (38) 前掲『堺港攘夷始末』、299頁。
 - (39) 前掲 Satow, p.347、和訳166頁。
 - (40) 谷干城、299頁。
 - (41) 同上、300頁。
 - (42) 同上、302-303頁。
 - (43) 横田辰五郎、498-499頁参照。
 - (44) 同上、499頁。
 - (45) 同上、500-501頁参照。

- (46) 同上、502 頁。
(47) 同上、503-504 頁。

〔参考文献〕

- 赤尾藤市「明治元年堺に於ける佛國水兵殺害事件」『史林』24 (1)、1939 年、169-182 頁。
岩上順一「堺事件について」『歴史文学論』1947 年。
宇和島伊達文化保存会監修『伊達宗城公御日記 慶應三四月より明治元二月初旬』創泉堂出版、2015 年。
大岡昇平『堺港攘夷始末』中央公論社、1992 年。
外務省調査部編纂『大日本外交文書』第一卷、第一冊、研文社、1936 年。
霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』上巻、表現社、1992 年。
Korneeva, Svetlana「切腹をめぐる一考察——切腹刑と斬首刑との比較を通して」、Baxter, James C. ed., *Interpretations of Japanese Culture: Views from Russia and Japan* (日本文化の解釈：ロシアと日本からの視点), ロシア・シンポジウム 2007, 国際日本文化センター発行, 2009 年、pp.203-215。
『堺事件 150 年 堺市立中央図書館郷土資料展』堺市立中央図書館、2018 年。
佐々木甲象『泉州堺列挙始末』箕浦清四郎、1893 年。
Satow, Ernest, *A Diplomat in Japan; the inner history of the critical years in the evolution of Japan when the ports were opened and the monarchy restored*, London: Seeley, Service, 1921. (アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』(下)、坂田精一訳、岩波書店、1960 年)
高知県『高知県史 近世編』、高知県、1968 年。
高知地域資料保存ネットワーク編『堺事件・橋詰家文書資料集－土佐地域資料集成Ⅱ－』(地域資料叢書 26)、2023 年。
谷干城「泉州堺事件」島内登志衛編『谷干城遺稿』上巻所収、靖献社、1912 年。
野火 迅『使ってみたい 武士の日本語』文藝春秋、2008 年。
平尾道雄『土佐藩』吉川弘文館、1965 年。
Du Petit-Thouars, Bergasse, *Le Vice-Amiral Bergasse Du Petit-Thouars D'après Ses Notes Et Sa Correspondance, 1832-1890*, Paris: Perrin, 1906. (= 森本英夫訳、プティ・トゥアール著『フランス艦長の見た堺事件』新人物往来社、1993 年。
横田辰五郎「横田辰五郎手記」堺市編『堺市史』第 6 巻資料編第 3、堺市、1929 年。

Web サイト

- 国立公文書館「太政類典の構成」<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/> (2025 年 1 月 14 日閲覧)
国立国会図書館「近代日本人の肖像」<https://www.ndl.go.jp/portrait/> (2025 年 1 月 8 日閲覧)
東京大学総合図書館鶴外文庫「泉州堺列挙始末」
<https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/assets/f3db6a08-efa6-4d95-91a8-aebdebde75d7> (2024 年 12 月 17 日閲覧)